

精神障害者ケア会議指導助言業務委託契約書

小郡市(以下「甲」という。)と医療法人寿栄会(以下「乙」という。)は、小郡市精神障害者ケア会議に係る指導助言業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、小郡市精神障害者ケア会議に係る指導助言業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 指導助言業務の内容は、次の各号について行うものとする。

- (1) 精神障害者等のホームヘルプサービスに係る状況
- (2) 必要に応じて、関係機関の紹介

(委託料)

第2条 甲は、当該月の業務終了後、乙が提出する請求書を受領した日から30日以内に委託料の支払いをするものとする。

2 業務の委託料は、1回の小郡市精神障害者ケア会議につき、次のとおりとする。

- (1) 医師1名につき22,800円
- (2) 精神保健福祉士1名につき14,250円
- (3) 保健師1名につき7,600円

(再委託の禁止)

第3条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利等の譲渡制限)

第4条 乙は、本契約に基づいて生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。

(個人情報の保護)

第5条 障害者の個人情報(以下「個人情報」という。)について、次の各号のとおり定め、委託業務完了後においても同様とする。

- (1) 乙は、個人情報を外部に漏らしてはならない。
- (2) 乙は、個人情報が外部に漏れないように、本業務委託を第三者に再委託してはならない。
- (3) 乙は、個人情報を本業務委託契約以外の目的に使用してはならない。
- (4) 乙は、業務処理の過程で個人情報に係る事故等が発生したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- (5) 甲は、乙が前各号に定める事項に違反したときは本業務委託契約を解除することができる。また、その際、乙は甲が被った損害を賠償しなければならない。

(契約期間)

第6条 この契約の期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(契約保証人)

第7条 甲は、乙が業務を完了できない状態になったときは、契約保証人に対して業務を完了すべきことを請求することができる。

第8条 契約保証人は、前項の請求があったときは、この契約に基づく乙の権利及び義務を継承する。

(協議)

第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じた事項については、
甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書3通を作成し、甲乙契約保証人記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 福岡県小郡市
代表者 小郡市長 平 安 正 知

乙 小郡市三沢526番地
医療法人 寿栄会
理事長 本 間 五 郎

契約保証人 小郡市上岩田1246番地
社団法人 小郡三井医師会
会長 丸 山 泉